

質問1

青色申告をして帳簿をつけていても更正されることがあるそうですが、それならば帳簿をつけても意味がないように思います。どうなのでしょう。

回答 青色申告者は、帳簿の調査がなければ更正されないし、更正の理由が知らされます。

青色申告者でも、申告額が正しくなければその間違いを正すのは当然ですから、税務署長は所得を更正することになります。

しかし、青色申告者は帳簿を備え付け、その帳簿に基づいて所得金額を計算していることから、その申告額が間違っているとして更正する場合は、帳簿調査をしなければ更正できないこととされており、更正の通知書には、どうして更正したのかその理由を記載して通知しなければならないことになっています。

なお、平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正され、同日以後の更正について不服がある者は、税務署長に対する再調査の請求と国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択することができるようになりましたので、平成28年3月31日以前の更正について不服がある青色申告者の特典であった、税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求とのいずれかを選択できた制度が、全ての者に拡大されたこととなります。

質問2

医師課税の特例の適用を受けている場合には、青色申告をしても有利にはならないと聞きましたが、どうなのでしょう。

回答 やはり青色申告の方が有利になります。

医師課税の特例の適用を受け、保険診療収入について特例計算による必要経費が認められる場合には、青色申告の特典による必要経費算入額も保険診療に係る部分はすべて医師課税の特例経費の中に含まれてしまうこととなりますから、特例の適用を受けない場合と比較して、青色申告の特典の利用により有利となる場合が低いことは事実です。

しかし、青色申告の特典は、ただ単に各年の所得の金額の計算ばかりではなく、更正等の手続関係においても有利となっています。

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会からの通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へー感染症情報」に掲載しています。

URL : <http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>